

# 香川県報



第50号

平成18年

6月27日(火曜日)

## 目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告示

- 平成十二年香川県告示第二百八十三号（災害救助法施行細則に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の程度）の一部改正（健康福祉総務課） 一
- 海岸保全区域の指定（河川砂防課）

公告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請（県民参画課） 二
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請（ ） 三
- 土地改良区の役員の就退任の届出（土地改良課）
- 土地改良区の役員の退任の届出（ ） 四

公安委員会規則

●香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則

## 告示

香川県告示第四百八十五号

平成十二年香川県告示第二百八十三号（災害救助法施行細則に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の程度）の一部を次のように改正し、平成十八年六月二十七日から施行する。

平成十八年六月二十七日

香川県知事 真鍋武紀

第一の二（中「二、三八五、〇〇〇円」を「二、三四一、〇〇〇円」に改める。

第一の三（中「一七、三〇〇円」を「一七、二〇〇円」に、「三二、二〇〇円」を「三二、一〇〇円」に、「三三、七〇〇円」を「三三、六〇〇円」に、「三九、一〇〇円」を「三九、〇〇〇円」に、「四九、六〇〇円」を「四九、五〇〇円」に、「二八、五〇〇円」を「二八、四〇〇円」に、「三六、八〇〇円」を「三六、七〇〇円」に、「五一、四〇〇円」を「五一、二〇〇円」に、「六〇、三〇〇円」を「六〇、一〇〇円」に、「七五、六〇〇円」を「七五、四〇〇円」に改める。

第一の三（中「一七、五〇〇円」を「一七、四〇〇円」に、「一六、九〇〇円」を「一六、八〇〇円」に、「二〇、〇〇〇円」を「一九、九〇〇円」に、「二五、三〇〇円」を「二五、二〇〇円」に改める。

第一の六（中「五二〇、〇〇〇円」を「五〇〇、〇〇〇円」に改める。

第一の九（中「一九三、〇〇〇円」を「一九九、〇〇〇円」に、「一五四、四〇〇円」を「一五九、二〇〇円」に改める。

香川県告示第四百八十六号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

昭和三十八年香川県告示第五百七十六号（海岸法の規定による海岸保全区域の指定）の表のうち、地区海岸の項中苦張海岸の部分は廃止する。

平成十八年六月二十七日

香川県知事 真鍋武紀

沿岸名	海岸名	地区海岸名	海岸保全区域
讃岐阿波沿岸	さぬき海岸	苦張海岸	一 指定場所 さぬき市小田二二八二の二四番地先からさぬき市小田二五九一の四番地先まで 二 指定区域 基点一から基点二三までを順次に結んだ線により囲まれた区域 三 基点の表示 基準点 三等三角点絞山 （北緯三四度二〇分二五・六八三九秒、東経一三

四度二分五二・九九一(秒)

- 基点一 基準点から五六度四九分五〇秒、七五・一七メートルの地点
- 基点二 基点一から一七二度四四分四秒、四・六六メートルの地点
- 基点三 基点二から三三三度三二分四秒、一九・八五メートルの地点
- 基点四 基点三から一七四度三三分五秒、二・七九メートルの地点
- 基点五 基点四から二七六度四七分二秒、二七・五五メートルの地点
- 基点六 基点五から一九三度五八分四〇秒、二・七三メートルの地点
- 基点七 基点六から三〇度六分五秒、三九・三三メートルの地点
- 基点八 基点七から三三度五分五秒、一八・七四メートルの地点
- 基点九 基点八から三〇六度二四分五秒、二・二・三七メートルの地点
- 基点一〇 基点九から三一一度四分一秒、一九・九九メートルの地点
- 基点一一 基点一〇から三二六度二分〇秒、四・一五メートルの地点
- 基点一二 基点一一から三三八度三三分四秒、二〇・二メートルの地点
- 基点一三 基点一二から三三六度一分一秒、一九・九五メートルの地点
- 基点一四 基点一三から三三九度二八分二秒、二・二・四五メートルの地点
- 基点一五 基点一四から三三二度二分五秒、二・二・七メートルの地点
- 基点一六 基点一五から二八一度五分一〇秒、二・二・四メートルの地点

- 基点一七 基点一六から二四一度五二分三〇秒、二・二・八二メートルの地点
- 基点一八 基点一七から三三八度三三分六秒、六・九五メートルの地点
- 基点一九 基点一八から二九度七分一秒、一七・九メートルの地点
- 基点二〇 基点一九から三九度五六分三秒、三・二二メートルの地点
- 基点二一 基点二〇から一三四度三五分二〇秒、三・二二・五五メートルの地点
- 基点二二 基点二一から三二二度五一分一秒、三・一・三九メートルの地点
- 基点二三 基点二二から二四九度四九分二秒、三・八・一二メートルの地点

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十八年七月三十一日まで縦覧に供する。

平成十八年六月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 申請のあつた年月日  
平成十八年五月三十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
特定非営利活動法人奥塩江交流ボランティア協会  
大西 佑二  
高松市塩江町上西甲七七番地
- 三 定款に記載された目的  
この法人は、上西地区の住民・団体、及び同地区を訪れる人・団体に対して、人々の

豊かな交流を促進する事業、地区内の優れた自然環境や人文環境の保護と利用を促進する事業、その他の事業を行い、地区の自然と人情のなかで、人と人が豊かに交流することによって、地区が住んで楽しく、訪れて魅力あふれる地区になることに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十八年八月七日まで縦覧に供する。

平成十八年六月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあつた年月日

平成十八年五月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人転倒予防を考える会

寺岡 啓明

丸亀市綾歌町岡田西二〇〇一番地一九

三 定款に記載された目的

本法人は、寝たきりの主たる原因である転倒に関し、医療、食事、運動、住宅、生活環境、介護等幅広い分野にて調査・研究を行い、高齢者を含め地域のすべての人々に転倒及び介護予防の重要性の普及活動を行い、高齢化がますます進展する中での財政の圧迫を防ぐと共に、人々が生涯にわたって心身共に健やかに楽しく暮らせる社会の構築を図ることを目的とする。

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、宝幢寺池土地改良区から役員の内任及び就任について次のとおり届出があつた。

平成十八年六月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の種類	氏名	住 所	就任年月日
一 退任した役員	森里 淳美	丸亀市郡家町三三六番地一	平成一八、五、三一
	小橋 孝雄	〃 〃 〃 一三七番地一	〃
	堀家 廣海	〃 〃 〃 一五一六番地一	〃
	山上 泰生	〃 〃 〃 一五〇五番地	〃
	白川 嘉美	〃 〃 〃 九五九番地	〃
	行成 保	〃 〃 〃 一一〇二番地	〃
	窪田 忍	〃 〃 〃 七二五番地	〃
	和泉 重美	〃 〃 〃 一六九五番地	〃
二 就任した役員	西風 繁義	〃 〃 〃 一二二七番地	〃
	山上 博	〃 〃 〃 八二七番地一	〃
	山地 正彦	〃 〃 〃 七番地	〃
	宮武 健	〃 〃 〃 四四七番地	〃
	岡田 徹	〃 〃 〃 一三五〇番地	〃
	三井 純一	〃 〃 〃 三四二七番地一	〃
	田川 憲夫	〃 〃 〃 一九二七番地	〃
	窪田 忍	〃 〃 〃 七二五番地	〃
	行成 保	〃 〃 〃 一一〇二番地	〃
	白川 嘉美	〃 〃 〃 九五九番地	〃
	山上 泰生	〃 〃 〃 一五〇五番地	〃
	堀家 廣海	〃 〃 〃 一五一六番地一	〃
	小橋 孝雄	〃 〃 〃 一三七番地一	〃
	森里 淳美	〃 〃 〃 丸亀市郡家町三三六番地一	平成一八、六、一

三井 純一	三四二七番地一	〃
大山 時男	三一八九番地一	〃
岡田 徹	一三五〇番地	〃
宮武 千昭	四九二番地	〃
監事 山地 正彦	七番地	〃
山上 博	八二七番地一	〃
西風 繁義	一二二七番地	〃

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、宝幢寺池土地改良区から役員の退任について次のとおり届出があった。

平成十八年六月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の氏名住所退任年月日  
理事 平尾 知司 丸亀市郡家町三三六四番地 平成一六、九、二五

**公安委員会規則**

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年六月二十七日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

香川県公安委員会規則第十六号

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則  
香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成十二年香川県公安委員会規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表三十の項中、「第七十四条の二第五項」を「第七十四条の三第五項」に、「第七十四条の二第六項」を「第七十四条の三第六項」に、「第七十四条の二第八項」を「第七十四条の三第八項」に、

平成十八年六月二十七日印刷発行

印刷発行所 香 川 県 庁

(購読料月極二千五百円)

第七十五条の二の二第二項	自動車の使用者に対する報告又は資料の提出の要求	を
第七十五条の八第三項	高速自動車国道等における放置車両に対する指示（第五十一条の四の準用）	を
第七十五条の二の二第二項	自動車の使用者に対する報告又は資料の提出の要求	に

改め、同表六十三の二の項中

第十九条第一項	駐停車車両に係る指示（道路交通法第五十一条の四の読替え適用）	を
第十九条第一項	過積載車両に係る指示（道路交通法第五十八条の四の読替え適用）	を
第十九条第一項	過積載車両に係る指示（道路交通法第五十八条の四の読替え適用）	に

第七十四条の二第六項	「第七十四条の三第六項」に、「第七十四条の二第八項」を	に
第七十四条の三第八項	「第七十四条の三第八項」に、	に
高速自動車国道等における駐停車車両に対する指示（道路交通法第七十五条の八第三項の読替え適用）	を	に

放置違反金の納付の命令に係る車両の使用制限命令（道路交通法第七十五条の二第二項の読替え適用）  
に改める。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

